

東 警 協 発 第 8 2 8 号  
令和 5 年 1 1 月 1 7 日

東京都知事  
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都警備業協会  
会長 村 井 豪

### 警備業務入札に関する要望について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営各般にわたり、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共警備業は 1962 年に誕生して以来 60 年を経過し、今や警備業者 1 万 524 社、警備員 58 万 2,114 人を擁する産業にまで成長し、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業として、多種多様な警備サービスを提供させていただいております。

一方、警備業全体を取り巻く情勢を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰を受けた物価上昇等、日本経済への影響がはっきりと出始めてきており、これからも厳しい状況が続くことが予想されます。とりわけ、かねてよりの課題である警備員不足の深刻化や技術革新などによる環境の変化への対応、そして何よりも重要な経営基盤の強化等々、危機意識をもって取り組まなければならない課題は山積しており、その解決に向けての取組みの必要性・緊要性が高まっています。

警備業界では、これまで、発注元が強い立場にあることから未だに警備料金の交渉等がうまくできず、適正な取引ができていないケースもあります。

つきましては、別紙「入札制度等に係る要望事項」のとおり、要望事項を取りまとめたところでありますので、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

## 入札制度等に係る要望事項

## 1 最低制限価格制度等の導入について

適正な警備業務実施の観点から、東京都が入札を行う警備業務においては、「最低制限価格制度」および「低入札価格調査制度」を導入し、低価格による入札を排除し、サービス受給者及び警備業双方に有益な入札制度となるようご検討いただきたい。また、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においては、「発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用」に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする」と示されていることから、価格のみでなく品質等を重視した「総合評価落札方式」（企画競争入札）の活用を積極的にご検討いただきたい。

## 2 各種警備に伴うキャンセル料の制度化について

警備業界にとってキャンセル料の未払いが大きな課題であったところ、東京2020大会はキャンセル料の適正な支払いがなされ、警備業界にとって大きな転換期となる大会となりました。東京都が入札を行う警備業務においても、この大会を参考にキャンセル料の適正な支払いについてご検討いただきたい。

## 3 警備の種類に応じた積算について

官公庁関係の施設警備および交通誘導・雑踏警備の積算に当たっては、予定価格算定の参考資料として「建築保全業務労務単価」と「公共工事設計労務単価」がそれぞれ国土交通省から毎年示されていますので、これらと必要経費が予定価格に適正に反映されるようお願いしたい。

一方、機械警備、貴重品運搬警備およびその他警備業務の積算については、標準的な積算基準は無く、設定される予定価格の多くが事業者の事前見積等に基づくものとなっており、実態として、採算を度外視した事業者の見積により著しく予定価格が引き下げられ低価格で落札に至る状況が見受けられます。東京都においては、適正な予定価格の設定をお願いしたい。

なお、標準的な積算基準の無い警備業務について、事業者共通で発生する主な費用についても、予定価格に適正に反映されるようお願いしたい。

令和5年11月17日

東京都知事  
小池 百合子 様

一般社団法人東京都木材団体連合会  
会長 庄司 良雄

### 令和6年度東京都予算編成に対する要望について

平素より木材の利用拡大につきまして、格段のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども一般社団法人東京都木材団体連合会は、13会団により木材の流通を担当しており、傘下の組合員数は約900社で構成されており、江戸開府以来、木材の集積・供給を担ってまいりました。

木材の利用は、人々の暮らし・山村地域の振興のみならず、他の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少ないなど、地球環境の保全に大きく貢献するものであり、2050年カーボンニュートラルに向けた我が国の施策にも合致するものです。森林を保全し、林業を通じて森林を守り育てるためにも、また、SDGsの観点からも、木材利用拡大に取り組むことが重要と考えております。

このようなことから、広範な都民の理解と支援を得つつ、

住宅、公共施設などの建築・外構はもとより、内装に至るまで木材利用が一層促進されるよう次の事項を要望いたします。

## 1 国産木材の需要拡大

我々木材業界は、国内木材需要の減退に長年直面している中、需要拡大に向けたイベントとして「木と暮らしのふれあい展」を東京都と私たち都木連で共催し、大消費地である都心部で、木の良さを発信しています。

「木と暮らしのふれあい展」は昭和56年から始まった歴史あるイベントで、40回目となる令和5年度は10月21日、22日の2日間、都立木場公園で開催しました。おかげさまで、天候に恵まれ、多くのお客様でにぎわう充実したイベントとなりました。

今後も毎年開催を予定しておりますので、引き続きご協力をお願いします。今年度は4年ぶりの開催となりましたが、物価高の影響を受け、開催経費が大幅増加となりました。円滑な開催のためにも、更なる支援の強化についてご検討を何卒よろしく願いいたします。

## 2 内装への木材利用への支援

我が国の住宅ストックは既に充足しており、新たな新築需要は大きく期待できません。室内環境は、壁面はほとんどナイロンなど石油化学製品であるクロス貼りが占めており、特に夏や冬の住環境は快適さとは程遠い状況となっています。

我々は、従来から、壁面や床に、スギやヒノキ等の国産木材を使用することを提案してきています。室内環境は改善され、健康面や精神面に良い影響があることが期待されます。結果として医療費の削減効果さえ期待できるとも言われています。

このような木材の効用を活かすため、「内装」への木材利用を広く訴えてきたところ、令和5年度には「東京の木 多摩産材 木材利用ポイント事業」の対象に「リフォーム」を追加していただき、ありがとうございました。引き続きマンションや住宅のリフォームに国産木材をより多く活用していただけるような支援をお願いいたします。

住宅以外では、駅構内を改装する際に木を使うというのはいかがでしょうか。例えば、東京の代表的な観光地を通る駅舎等を、「和」を感じる内装にするおもてなしはインバウンド対策にもなると思います。

また、国から地方公共団体に配分される森林環境譲与税が、内装の木質化といった木材利用にも有効活用されるよう、区市町村の取組への支援を進めていただくようお願いいたします。

# 要 望 書

令和5年11月

東京都森林組合

(一社) 東京都森林協会

東京都治山林道協会

東京都素材生産組合

東京都林業研究グループ連絡協議会



令和5年11月17日

東京都知事  
小池百合子様

東京都森林組合  
代表理事組合長 木村 康雄

### 令和6年度東京都予算編成に対する要望について

平素より、東京の森林・林業振興につきまして、格別のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、私ども東京都森林組合は、東京都全域（島しょ部含む）を対象とし、森林所有者約2,600人の組合員を擁する協同組合であり、現在、都内の約7万9千ヘクタールの森林を計画的に整備し、毎年約2万m<sup>3</sup>のスギやヒノキの「とうきょうの木」を出荷し、その利用拡大に取り組んでおります。

東京の森林は、木材生産はもとより、二酸化炭素の吸収、酸素の供給を始め、水源涵養、土砂災害の防止、都民の憩いの場の提供など多面的な機能を有する都民共通の貴重な財産であります

しかし、長引く木材価格の低迷に伴い、森林循環の停滞により、植林されてから60年が経過した多くの森林では二酸化炭素の吸収が低下するなど地球温暖化問題にも影響を及ぼしているのが実情であります。

こうした中、東京都における「森林循環促進事業」や「森林再生事業」等の実施により、植林から下刈り・間伐などの一連の森林整備を、当組合を始めとする林業事業体が進めることにより、その機能が一層発揮されているものと認識しております。

一方、新型コロナウイルス感染症は分類が2類から5類に引き下げられ、従前の生活に徐々に戻りつつあり、様々な催しも再開されておりますが、急速な円安や緊迫するウクライナや中東情勢の影響を受け、諸物価や原油価格の高騰が続くものの、賃金の上昇が追い付いていないのが実情であります。

また、輸入木材の不足から、国産材の価格高騰への期待感がありましたが、原木価格に影響を及ぼす迄には至りませんでした。

このような情勢下、抜本的な木材価格の改善には至らず、人件費だけは高騰するなど、今後の林業経営等に大きな影響が出ることを懸念しております。

また、森林経営管理法の施行により、その財源となる森林環境譲与税につきましては、令和元年9月から東京都を始め各区市町村に交付されてきましたが、この財源の有効活用に向け、今後は、森林整備や「とうきょうの木」の利用拡大を図るため、川中・川下である区市との連携を強化し、川上である東京の森林が更に整備されることを願い、東京都や関係する区市町村の協力と支援を仰ぎ、東京の森林の整備・保全に尽力してまいり所存であります。

つきましては、令和6年度の東京都予算編成に際し、「森林の整備と林業・木材産業の振興」等に関する下記の10項目につきまして、特段のご配慮を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

## 【森林整備関連】

### 1. 森林循環の促進に向けた対策の強化

全国に先駆けて東京都の「スギ花粉発生源対策主伐事業」が平成18年度より開始され、平成27年度には、森林循環促進事業に名称が変更され今日に至っております。

本事業の実施によりまして、森林の循環が促進し、土砂災害の防止が図られるとともに、水源涵養機能が増進し二酸化炭素が固定され、酸素を供給するなど、森林が果たしている公営的な機能が維持増進されております。

更には、伐採・搬出施業や・保育間伐・枝打ち、下刈り等が継続的に実施され、技術の継承や雇用促進が図られていることに対し感謝申し上げます。

森林の循環は、伐採・搬出によりその伐採跡地に木を植えて管理するという森林施業が基本的なサイクルであり、そのサイクルは50年100年の長い年月が必要となります。

このため、今後も本事業を継続し計画的な森林整備が実施できることが必要不可欠であります。

一方、これまでシカの食害の影響により伐採を停止していた多摩川北岸域におきましても、今後事業地として実施するとの説明がありました。

しかしながら当該事業は、急峻な地形が多くある東京の森林においてスギ・ヒノキ林を伐採・搬出し、その跡地に地拵えを行い、花粉の少ないスギ・ヒノキを植栽し下刈り等の保育作業を実施しているのが実情であります。

特に、夏場に実施する下刈り作業は、昨今の地球温暖化の影響を受け、気温の上昇が異常となっており、直射日光を遮る場所がない作業地では常に熱中症の危険が伴い、森林整備を担う林業事業者は、常に厳しい急峻な地形や気象条件の下での作業を行っております。

このような状況のから、伐採、利用、植栽、保育という森林循環を継続して進めるとともに、施業の安全対策や保育作業を担う林業事業者に対する支援の強化など、現状を踏まえた対策の拡充を要望いたしますと共に本事業が将来に亙り継続できるよう切にお願いするものです。

## 2. 保育のための間伐事業の更なる推進・強化

### (1) 造林補助間伐の推進

国の間伐補助対象森林の要件は、森林経営計画の認定森林が条件であり、一定の林齢以下で一定量以上の間伐材を搬出する森林が対象となっている。

しかし、東京の森林の地形は急峻で所有森林面積も小規模に細分化されていることから、搬出経費が割高となるなど間伐材の搬出が困難であり、林齢も高いこと等から国庫補助の対象外の森林の割合が多く存在しています。

こうした状況の中、これまでも東京都単独による間伐の助成を受け、整備を進めているが、未実施で適正に整備しなければならない森林も多く存在していることから、引き続き東京都単独の助成の継続を要望いたします。

### (2) 森林再生事業の強化

森林は木材生産のみならず、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産と位置づけ、森林のはたらきを回復するために、手入れが行われず荒廃している多摩地域の奥山のスギ・ヒノキの人工林において、環境面の強化を図るための「森林再生事業」が実施されてきました。

本事業により多摩地域の森林において間伐や枝打ちが実施され、地域の環境面での整備が進められるとともに、林業事業者の育成等にも寄与し地域の活性化も図られ、その実施・支援に対し感謝に堪えません。

しかしながら、新たに事業を実施する個所や枝打ち実施個所、更に2回目間伐対象個所等もあることから本事業を引き続き継続するとともに、間伐された原木を搬出し有効に活用できる支援を要望いたします。

## 3. 林道・森林作業道に対する整備促進の強化

### (1) 森林循環の促進に資する林道等の開設予算の確保

多摩地域の森林は急峻な地形に加え、小規模所有者が多いことから、より効率的な林業経営を行っていくためにも、重要な基盤施設である路網の整備が不可欠です。

このような状況を踏まえ、従来からの「林道開設事業」に加えて平成27年度から市町村と連携した「林道整備促進事業」に対する予算化を図っていただき感謝しています。

しかしながら、急峻な地形が多いこと、また岩盤な地形や軟弱地盤個所の対応等で開設単価が割高となり林道開設が進まない状況となっており、引き続き路網開設の促進を図るための開設予算の確保を要望いたします。

## (2) 高性能林業機械に適応した既設林道の改良促進

現在、森林整備の取り組みの一環として、東京都の方針でもある高性能林業機械等の導入による施業の低コスト化を図る取り組みを実施しています。

しかし、既設林道の中には、耐荷重不足な橋梁や狭い道路幅員となっている個所が存在しており、高性能林業機械を含め伐採木などを運搬する大型車両の搬入に支障をきたしているのが実情です。

つきましては、このような個所の改良等を図るための取り組みを高性能林業機械等の導入による施業の低コスト化の推進と併せ計画的な整備方針を構築し、実現に向けての対策を講じるよう要望いたします。

## 4. 集約化施業の推進強化

### (1) 森林境界の明確化の更なる推進

多摩地域における森林の個人所有規模は5ha未満が9割となっており、小規模に分散しているのが特徴となっています。

このため、森林施業効率が悪く荒廃の原因となっており、加えて相続等に伴い所有する森林の境界が不明確となる森林が増加している現状を踏まえ、その対策として東京都独自事業として「森林経営効率化支援事業」の実施並びに支援に感謝しています。

しかしながら、境界が不明確な森林は依然として多数存在しており、森林施業を進める上で支障をきたしているのが実情です。

今後も継続して森林境界の明確化や集約化施業の拡大に向けた取組に対し、更なる支援を要望いたします。

## (2) 森林作業道設置の拡充強化

森林作業道設置に際し、沢を横断する箇所や土場の設置等、構造物が必要な箇所等に対する支援が予算化され、整備が進められてきていることに対し感謝申し上げます。

今後も作業道を活用し、間伐や間伐材の搬出等を行うためには、間伐材や高性能林業機械等を仮置きする中間的な山土場の設置等も必要不可欠であり急峻な地形など困難な個所における作業道の設置と山土場設置等に対する支援と助成の継続を要望いたします。

## (3) 精度の高い森林情報の提供

多摩地域の林業事業者は、森林所有者に対して地域の特性を把握した提案型の森林整備を推進し、これまでの施業履歴等により地域の現状等を確認のうえ施業方法や今後の計画等検討しているが、東京都では平成29年度より航空レーザーによる現況調査等を行い、多摩地域や島しょ部の森林情報等を調査し、森林クラウドにおいて林業事業者との共有を図っています。

当組合においても、これらの情報を活用しているが、森林整備に向けて林業事業者が簡易に活用できるよう、更なる森林情報の充実と森林情報の有効活用に向けた支援を要望いたします。

## (4) 林業事業者等の強化学業の推進

林業は、他産業と比較して低収入であり、また労働災害発生率が高いことや林業事業者等が小規模零細で経営基盤が脆弱なことを踏まえ、都独自の経営基盤の強化、林業技術者の雇用の維持・安定化、労働環境整備による従事者の定着等の事業支援に対し感謝に堪えません。

しかしながら、零細な事業者が林業機械・装置等の導入や、経営拡大・多角化など、経営基盤の強化に向けて計画的に進めるには、一定期間の年月が必要なことから、内容等を拡充し経営基盤が確立できるよう継続した支援を要望いたします。

#### (5) 林業労働力総合対策事業の推進

林業技術者は、国や都の林業労働力対策等により増加傾向にあるものの、森林整備に携わっている作業員は経験年数も浅く、作業道の整備や伐採・搬出などの高度な技術を有している作業員が少ないのが実情である。

このような中、一昨年度より、伐採・搬出技術者育成のための「東京トレーニングフォレスト」事業が具現化され、感謝に堪えません。

しかしながら、技術者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、この育成強化支援を活用し、林業事業体として経営基盤を確立し、3K「きつい、汚い、危険」職場での環境改善が図れ、若手作業員が短期間で離職することなく地域に定着し安定した生活が確保されるよう「林業労働力総合対策支援」を継続するとともに、更なる支援強化策を要望いたします。

#### (6) ドローン等を活用した低コスト林業の推進

これまで、苗木やシカ柵資材等は、林道等から現地までの運搬を人力により行ってきたが、多摩地域の森林は急峻な地形が多く、作業員の負担となり現地での作業効率の低下や安全面の確保が図れない等の課題がある。

こうした状況を踏まえドローン運搬を行うに際し、操作資格取得等に対する支援に感謝しています。

しかしながら、ドローン運搬は、気象条件や飛行に伴い頻繁にバッテリー交換を行う等の課題もあるが、一方で作業員の運搬に伴う負担軽減や、災害時の現地調査時等にも活用できることから、ドローンの有効活用に向けての更なる対策を図るとともに支援の継続を要望いたします。

また、林業においても国内外で先進的な技術支援が進んでいるが、そうした機器は高額であるなど、都内の零細な事業体では対応が困難なことから都の支援を要望いたします。

## 5. 台風災害等による林道災害復旧並びに治山対策の強化

昨今、地球温暖化に伴う「線状降水帯」や集中豪雨による土石流の発生が全国各地で多発し、甚大な被害状況となっています。

今後、台風シーズンを迎え、多摩地域や島しょ部での被害の増大を懸念しています。

本都においては、令和元年10月に襲来した台風19号により多摩地域の森林での斜面崩壊をはじめ、林道の路面洗堀や路肩、斜面の崩落等の発生により、各所で通行止めとなっていました。東京都や各市町村の尽力により各箇所での復旧が図られ林道等も無事に開通されています。

しかしながら、現在でも檜原村の一部の林道では通行止めが続いており、森林施業等を行うに際して支障を来しているのが実状です。

更に、被災した崩落箇所等では森林の公益的機能が低下しており、今後の集中豪雨や台風等により、下流域への人家等への影響も懸念されていることから、こうした状況を踏まえ、一部通行止めとなっている林道と被災した森林の早期復旧を図るとともに、多摩地域及び島しょ部において土砂災害等の未然防止対策を含め、治山事業や林道事業の強化に加え既存施設の点検・維持管理等を要望いたします。

## 6. 第2種シカ保護管理計画の着実な実施

東京都のシカ保護管理計画は平成17年9月から始まり、令和4年4月には「第6期東京都第二種シカ管理計画」が制定されているが、多摩地域のシカの生息区域は奥多摩町、青梅市、檜原村で拡大し、更に八王子市、あきる野市、日の出町においてもシカの目撃情報が多数あるなど森林を抱える東京西部地区全域にまで拡大しています。

こうした状況から新植した苗木は翌日にはシカの食害を受け、シカ柵が設置されていない個所ではシカの餌場となっています。

また、立木の皮むきなどによる林業的な被害も拡大しており、植林地でのシカ柵設置に加え生息調査や森林被害調査等を含めた対策を行うとともに直近の計画にある効果的な対策と目標生息数の達成とシカによる食害からの根

絶に向けての対策を要望いたします。

一方、シカの捕獲の担い手である狩猟者は高齢化が著しく、捕獲が困難な状況にあることなどから、狩猟者の確保・育成や効果的な捕獲方法等次期計画においても引き続きの対策強化を要望するものです。

## 7. ナラ枯れ被害対策の推進

ナラ枯れの原因となる病害虫（カシノナガキクイムシ）が運ぶ病原菌により発生する樹木の伝染病は、令和2年6月頃から三宅村、御蔵島村において、スダジイへの被害が確認されました。

その後、令和3年頃から八王子市、あきる野市、青梅市におけるナラ枯れの被害が急速に拡大しており、現在では日の出町において被害が拡大し、今後、檜原村、奥多摩町においても急速に被害が拡大することが予想されます。

森林内で被害を受けた樹木はナラ枯れにより枯損し、台風等による倒木の恐れがあり、人命や施設等への影響も危惧されています。

こうした状況から、早急に現地を調査するとともに、被害を受けている樹木に対し薬剤の注入や枯損木処理等の対策を速やかに行うよう要望いたします。

## 【林業・木材産業振興関連】

### 1. 「とうきょうの木」の利用拡大の強化

東京の森林の多くは昭和30年代に植林されたスギ・ヒノキであり林齢も60年が経過し伐期を迎えた中、東京都や区市町村において、「とうきょうの木」の利用を進めるとともに情報提供機能の強化に努めていただき感謝に堪えません。

つきましては、「とうきょうの木」の利用拡大が図られることは、林業振興や地域経済の活性化に不可欠なことであり、また、地元で育てられた木材は地域の気候に適応し調湿作用等の働きを有することから、住環境にも適しているものと思料いたします。

また、輸送に伴い排出する二酸化炭素の量も、他地域の材を使用する場合と比べ環境への負荷も軽微であるほか、木材として利用している間は、二酸化炭素を固定し続けることから、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロにも貢献することになります。

しかし、「とうきょうの木」の知名度の低さや利用されることで森林の循環が促進され、森林が果たしている二酸化炭素の吸収や酸素の供給等公益的機能等の強化が図られることなどへの理解度が高まっていないのが実状です。

この様な状況を踏まえ、木材利用の効果や利用することの意義を都民や関係企業にこれまで以上に普及・PRし、住宅等への「とうきょうの木」の利用を促すとともに付加価値を高めていくことが必要不可欠です。

このため、川上・川中・川下が連携した取組の強化に加え、木材利用ポイントの導入等の新たな取組も開始されていることから、大消費地である都心部での更なる「とうきょうの木」の普及・PRの強化を要望いたします。

## 2. 森づくり推進プランの着実な推進

東京の森林は、技術者の不足、シカによる林業被害の深刻化、相次ぐ災害の対応、また林業事業体の経営基盤強化、「とうきょうの木」の利用拡大、基盤となる林道整備促進、更には、森林所有者の高齢化の進展に伴い、森林への関心が希薄となる等様々な課題を抱えています。

この様な環境下、東京都では令和3年6月に「森づくり推進プラン」を改訂しました。

本プランでは、令和3年度より12年度までの10年間の計画としており、基軸1として「森林整備を促進し公益的機能を高める森林整備」、基軸2「生産性と公益性の高い林業経営」、基軸3「多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」、基軸4「都民や企業による森林利用の拡大」の4つの基軸を定め森林整備と林業振興に向けた取組みを展開することとしています。

この様な取組みを計画的かつ着実に推進し、東京フォレストビジョンの実現に向けて、都の既存計画や「森づくり推進プラン」を含め具体的な取組みを具現化し、東京の森林の将来に夢と希望が持てる仕組みの構築を要望いたします。

## 3. 国の森林環境譲与税の有効活用に向けた支援強化

平成31年4月1日より国の森林経営管理制度が施行され、本制度導入に伴い、東京都が主体となり森林を有する6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村）と連携し、制度運用等を担う「東京都森林経営管理制度協議会」が令和2年11月に設立され、当組合も協議会事務局の一員として参画しています。

森林経営管理制度では、市町村が実施する意向調査やその調査結果に基づき、経営管理意欲がない森林所有者から市町村が委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理するシステムとなっています。

また、森林環境譲与税における現状の譲与基準は、森林面積だけでなく、人口による按分により23区を始め森林が存在しない多摩地域の市に相応の配

賦がされていることを鑑み、先般、東京都の後押しにより、7月31日に森林環境譲与税を活用した森林整備等の推進に向けた都と12区市町村による連携協定が締結されました。

引き続き東京都の主導による連携協定の促進と林業関係団体等への情報の提供を図るとともに、森林譲与税を財源として「とうきょうの木」の利用拡大や東京の森林整備の活用に向けて、積極的な働きかけや指導等行うよう要望いたします。

令和5年11月16日

東京都知事  
小池 百合子 様

東京都漁業協同組合連合会  
代表理事会長 関 恒美

## 令和6年度東京都予算編成に対する要望について

平素より、東京の漁業振興に関し特段のご理解、ご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。加えて、新型コロナウイルス感染者が減少し、世界的に経済活動が回復する中、原油の需要拡大と引き続く円安基調などによる燃油や出荷資材の価格高騰に対するご支援を頂き、感謝を申し上げます。

東京都漁業協同組合連合会は、島しょ及び東京湾地区の18の漁業協同組合等を会員とし、会員に対する漁業用燃油の供給や会員から提供された水産物の販売、漁業経営に関する指導を行っています。

さて、東京の漁業は東京湾から小笠原までの広大な海域で行われており、都民に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、特に島しょ地域においては、地域経済を支える重要な産業の一つとなっています。しかし近年は、漁業者の高齢化や減少に加え、海洋環境の変化などにより漁獲量は減少傾向にあります。

こうした中、気候変動がもたらす水産資源への影響や、売り手市場の雇用環境等を背景にした島しょ地域の漁業者や漁業協同組合の人材の確保・育成、電気料金の高騰による冷蔵庫等のランニングコストの高止まりなど、漁業を取り巻く課題は山積しています。

本会としても、漁業者、漁業協同組合と一丸になり、資源管理の推進や、漁家・漁協経営の安定に努めていますが、脆弱な経営体質などから、その取組には限界があります。

つきましては、漁業を維持・活性化させるため令和6年度東京都予算において、下記の主要6事項について、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 水産資源の持続的な利用

キンメダイなど都の主要な水産資源について、資源管理型漁業の基礎となる資源評価の精度向上を図るとともに、海水温の上昇など気候変動に対応した藻場造成を推進することにより、我々漁業者が水産資源を持続的に利用できるよう支援をお願いします。

キンメダイ等の資源管理を着実に進めるためには、その基礎となる資源評価の精度向上が不可欠です。島しょ農林水産総合センターの調査・研究体制の強化や、漁船を活用した操業データの収集システムの充実など、評価の質を高める取組の一層の推進をお願いします。

また、テングサ等の海藻は漁業者の収入になるだけでなく、これらが繁茂する藻場は、トコブシやイセエビ等の磯根資源の生息の場でもあります。早期に藻場を回復する技術開発に取り組んで頂くようお願いします。

### 2 漁業人材の不足への適応

東京フィッシャーズ・ナビの強いリーダーシップの下、島しょ町村や漁業系統団体等と連携して、漁業人材の確保・育成に係る地道な取組の推進に加え、漁業協同組合職員の確保が難しい状況に対応するために、職員のスキルアップやデジタル技術の導入など、業務を効率化する取組の支援をお願いします。

漁業人材の急速な高齢化と減少は喫緊の課題であるばかりか、その解決には息の長い取組が重要です。20年前の三宅島では噴火災害からの復興を目指して、村と漁業協同組合、東京都が一丸となって後継者対策に取組み、今日までに一定の成果を得ています。こうした成功事例を他町村へ波及できるよう、漁業人材の確保・育成に係る地道な取組の推進を要望します。

また、島しょ地域の非常に厳しい求人状況に対応するため、漁業協同組合業務に必要な資格の取得など職員のスキルアップや、荷捌き作業など業務の効率化への支援をお願いします。

なお、事業実施においては、漁業協同組合の脆弱な経営を斟酌頂き、補助率のご配慮をお願いします。

### 3 島しょ農林水産総合センター及び栽培漁業センターの機能強化

更新期にある、八丈事業所（水産庁舎）と栽培漁業センターについて、社会経済状況の変化や、漁業者ニーズ等に対応した機能強化をお願いします。

施設や設備の老朽化が進む、島しょセンター八丈事業所（水産庁舎）と、栽培漁業センターについて計画的に更新を進め、研究等の体制強化を図って頂くようお願いいたします。

更新に際しては、地域に開かれた施設への対応に加え、専門化・高度化する課題への対応するため、組織体制の充実をお願いします。

### 4 東京産水産物の販路の多角化と付加価値化

持続的な水産資源の利用が社会からも求められる中であって、限られた資源の価値を高めていくことが重要です。円安などを追い風とした海外販路の開拓などの販路多角化や、加工などの水産物の付加価値化への支援をお願いします。

都漁連等が取り組む海外レストランシェフ等を対象にした商品提案会や、試験的な輸出への支援に加え、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した生産体制や商品開発などへの支援を要望します。

### 5 漁協・漁家経営等の安定

ウクライナ危機や円安等による燃油や資材価格、電気料金等の高騰、サメ・イルカ等による漁業被害など、漁業者の自助努力を越えた社会経済・自然環境の変化が生じた場合に、漁業者が漁業活動を継続できるよう、機動的かつ適切な支援を強くお願いします。

燃油や資材価格、電気料金の高騰、サメ・イルカなど海洋生物による漁業被害など、様々なリスク下でも漁業者が安心して操業を継続できるよう、引き続き燃油コストや漁業資材に加え、新たに施設維持に係る電気料金の負担軽減を図るとともに、イルカ被害の軽減対策への対応をお願いします。

### 6 漁業施設及び漁場の整備

漁業協同組合が要望している漁業施設や漁場など、生産基盤整備について、補助率の現状維持を含めて、取組の支援をお願いします。

漁業生産活動に不可欠な冷蔵施設など、漁協の生産基盤施設が更新期を迎えていることから、施設の着実な更新が図られるよう引き続き支援をお願いします。なお、事業の実施においては、漁協等の脆弱な経営を斟酌頂き、補助率のご配慮をお願いします。

東京都知事  
小池 百合子 様

東京都農業協同組合中央会  
代表理事会長 野崎 啓太郎

## 要 望 書

小池都知事をはじめ都関係者の皆様には、都民の生命・生活を守るために、日々ご尽力いただいていることに対し深く感謝申し上げます。

都内における農業経営は、農地等の生産基盤にかかる多大な相続税、生産コストの高騰、農産物価格の低迷などを理由に農業継承をあきらめてしまう者も多く、生産者の高齢化と農地の減少には歯止めがかかっていない状況であり、東京の農業は、今まさに、岐路に立っています。

都市農業を持続可能なものとするには、都市農業の担い手を確保し、また生産をはじめ多様な機能を発揮する農地を確保・保全する必要があります。

J A 東京グループは、自助、共助により農業者の経営力向上をしっかりと進め、食料生産を幹としつつ、環境・まちづくり・教育など様々な分野に太い枝を広げる東京農業を支え続けていきます。

東京都におかれましては、引き続き農地を次代に残していくための農地保全、さらには、都市農業を守り育てる農業者への支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### 1 農地を次代に残すための総合的な対策

都市農業を持続可能なものとするには、都市農業の担い手を確保し、また生産をはじめ多様な機能を発揮する農地を確保・保全する必要があります。

東京に残された貴重な農地の所有者である農家の後継者等の就農や営農を支援するため、市街化区域外だけでなく、市街化区域内でも就農後経営が安定する間（3年間）に活用できる資金を創設すること。また、都や自治体による農地の借上げ、買取りを拡充するとともに、相続税の新たな農地物納制度の創設による農地の公有化を国に要望するなど、将来に向けた都市農地保全への総合的な取り組みを実施すること。

## 2 地場産農畜産物を活用した食農教育（出前授業等）の推進

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然・環境の恵みに対する児童・生徒の理解の増進を図るには、地場産農畜産物を「生きた教材」として活用した食農教育を行うことが有効である。JA東京グループでは、「東京都食育推進計画」をすすめるため、教育現場のニーズに合わせた食農教育（出前授業等）を提案・実施している。引き続き、都の教育行政部署とJA東京グループが連携・協働できるよう支援すること。

また、未来を担う子供たちのためにも、令和6年度の東京都農産物消費拡大支援事業においても補助率（2/3）を維持し、食農教育が継続できるよう中長期的な支援をすること。

以上

2023年11月17日

東京都知事

小池 百合子 殿

一般社団法人 東京経営者協会

会長 富田 哲郎

## 2024年度 都政への提案

気候変動や、ウクライナ戦争の長期化、イスラエル・ガザ地区における紛争の勃発などが起こる中、原材料・燃料価格高騰や大幅な円安をはじめ、企業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。新しい社会づくりと都内経済の回復・発展に向け、会員からの意見を下記のとおり集約しましたので、ここに提案します。

### 記

#### 1. 電子化、デジタル化への取組み強化

##### (1) 行政のデジタル化促進、電子申請・書面の電磁的交付の拡大

人材不足への対応や生産性向上の観点から、あらゆる行政手続きをデジタル化するようお願いします。例えば、電子申請に対する行政側の各種通知も電磁的交付とするようお願いします。特に、特別徴収税額の決定通知書の電磁的交付を可及的速やかに進めるよう要望します。

多くの従業員を抱える大企業は勿論のこと、従業員が少ない中小企業であっても、個々の従業員の居住地に応じた対応が求められる実務であることから、区によって対応が違くと二重・三重の手間が生じることになってしまいます。

企業実務の生産性向上のためにも都内全域での電子申請・書面の電磁的交付の拡大をお願いします。

##### (2) サイバーセキュリティ対策促進助成金申請の簡素化

東京都並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社による「サイバーセキュリティ対策促進助成金」は、助成額が1,500万円（下限額10万円）、対象が機器等の導入およびクラウド利用経費と広範囲をカバーする画期的な助成制度ですが、手続きについては、①IPAのセキュリティ・アクション宣言、②ネットクラブ会員サービスへの登録、③GビズID取得、④Jグランツによる電子申請等が必要となり、複雑であるため、専門業者に申請を依頼する企業があるほどです。助成制度を活かすためにも、手続きの簡素化の検討をお願いします。

### **(3) DX人材の育成・リスクリング等の支援拡充**

人手不足解消のため、業務や業務フローのDX化に取り組むにあたり、人材の確保が最大の課題となっています。内部人材を対象としたリスクリング外部研修プログラムの充実や社内研修プログラム作成への東京都独自の支援をお願いします。

### **(4) オンライン診療受診の環境整備および規制緩和**

厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の中に記載のある医療提供場所に関する規制緩和について、東京都より後押しをお願いします。

現行の医療法上、医療業務は「病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等」で提供されなければならないとされており、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、この取扱いはオンライン診療についても同様とされています。そのため、現状のオンライン診療は上記条件下の施設内や自宅でしか実施できず、「いつでもどこでも受診できる」というオンライン診療の魅力を活かすことができないのが現状です。

そこで、駅など公共空間においても自身のプライバシーを確保できる電話ボックス型個別ブース等を、オンライン受診が可能な対象な場所に加えるようお願いします。

駅など公共空間においても自身のプライバシーを確保できる電話ボックス型個別ブース等におけるオンライン受診が可能となる環境を構築することで、オンライン診療の利点が活かされ、医療へのアクセスが容易になります。特に東京都では通勤時電車を利用している人数が膨大であることから、駅をはじめとした人々の生活動線上でのオンライン診療受診は非常にニーズが高いと考えます。

### **(5) 自動走行ロボット制御におけるプラットフォーム活用への支援**

一つのビルなど一定の範囲内で複数の種類のロボットを動かす際に一つのプラットフォーム上でコントロールする技術は、ロボットの相互連携走行やエレベータ等のビル設備とも連携が可能になる等利点も多く、ビルオーナーやビル管理者は導入に向けて検討を進めています。

特に、災害時や緊急時は、ロボットを一斉に制御し、非常時対応の時間短縮・効率化を図ることができます。ロボット、火災報知器、エレベータ等のビル設備をプラットフォームで連携、制御することができれば、安全面でも重要な役割を果たすことが期待できますが、システム改修費用等が高額なため導入が進んでいません。

現在、国には該当する支援制度はありません。例えば、「ドローン特区の活用」のような実証実験支援の制度を構築し、国にさきがけてロボットによる安全支援制度の創設・拡充への取組みを進めるようお願いします。

### **(6) 中小店舗等へのキャッシュレス決済導入支援の拡充**

キャッシュレス決済比率を将来的には世界トップレベルの80%とすることを目指し

ているわが国において、その目標達成のために東京都の果たす役割への期待は大きいと考えます。

キャッシュレス決済未導入が多い中小店舗等を対象とした補助金制度の復活にあたり、月額使用料が高く設定される傾向にある現状に鑑み、一定期間の維持費等も含めた導入支援をお願いします。

また、キャッシュレス決済未導入の都立施設への導入促進、区市町村施設への導入勧奨もお願いします。

### **(7) 倉庫等の構内での荷役作業の通信を介した遠隔操縦の導入**

フォークリフト等の荷役機器は高速通信網を介した遠隔操作が技術的に可能になっています。まずは倉庫等の私有地構内における遠隔操作を可能とするよう法令その他の整備をお願いします。作業の順番を変更するだけで、一人で複数事業所の荷役作業を行えるようになるほか将来的にVRなどの機器が進化すれば在宅でも操作できるようになり、より多様な人材が荷役作業に従事できるようにすることが期待できます。

## **2. 雇用・労働問題**

### **(1) 外国人労働者の就労年限の延長および職種の拡充**

労働力不足への対応のため、外国人労働者の一層の受入れとその業務範囲や期間の拡大をお願いします。

特に物流関連業務では、2024年問題でトラックドライバーやフォークリフトオペレーターの労働力不足が懸念されています。これらの職種や倉庫構内での商品のピッキング作業を技能実習の対象とするとともに、就労年限の延長なども具体的に検討・実現するような施策を国に対して強く働きかけるようお願いします。

### **(2) 自動車整備士不足解消と自動車整備工場への支援**

自動車業界関連の従事者は550万人と言われ、どの業種が欠けても産業自体が成り立たない構造ですが、すでに東京では、自動車整備士の減少や必要とされる技術の高度化のため、自動車整備工場を維持できない状況になりつつあります。

自動車整備士の有効求人倍率は4.55と人材不足は深刻です。国土交通省と連携し、企業努力だけでは解決できない、人材の募集・人材の定着・人材の育成の観点から自動車整備分野の深刻な人材確保に係る課題解決に向けた施策をお願いします。

状況を打開するため、東京都立産業技術高等専門学校(旧東京都立航空工業高等専門学校)のように、自動車分野を専門に就学できる場の創設のほか、都立職業能力開発センター自動車整備工学科、自動車車体整備科普通課程(有料の科目)へのさらなる支援や、対象年齢(おおむね30歳以下の方を対象)の引き上げ等の条件の緩和、働きながら学び資格を取得できる就学支援制度の検討、「教育訓練給付制度」の費用助成制度

の拡大をお願いします。

### **3. 交通事情の改善**

#### **(1) コンテナドレージ時のコンテナ授受の時間短縮**

2024年問題対策として、国を挙げてトラックの荷待ち時間の改善に取り組んでいることに鑑み、東京都でも港湾地区からのコンテナドレージ時に渋滞や荷待ちで多くの時間がかかっている現状を改善する対策を講じるようお願いします。

#### **(2) 電動アシスト付自転車の歩道走行時の速度制限**

自転車の3人乗りが2009年から認められたため、電動アシスト付自転車車重30kg、運転者体重50kg、幼児2人体重合計15kgとすると、総重量で100kg近くの重さの自転車が歩道を24km/hで走ることが可能になりました。

高齢者や子供たちが安心して歩道を利用するために、2023年7月より、運転免許証不要の特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の歩道走行に適用されている特例モード（①最高速度表示灯の点滅 ②毎時6km以下）を電動アシスト付自転車にも柔軟に適用するよう警視庁に働きかけるとともに、東京都の自転車安全利用条例でも電動アシスト付自転車の安全利用について強く呼びかけるようお願いします。

#### **(3) オフピーク（時差）通勤の積極的な推進**

東京都にはオフピーク通勤等を推進いただいておりますが、オフピーク定期券等による混雑緩和をねらいとした交通事業者の各種取組みの周知・普及に引き続きご協力をお願いします。

また、オフピーク定期券の購入・導入への奨励金や勤務制度の変更等に伴い発生する費用への企業や交通事業者への助成金等、オフピーク通勤の促進に資する支援制度の検討をお願いします。

#### **(4) 駐車施設附置義務制度の規制緩和**

「東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針」では、公共交通が発達し、かつ駐車施設が過剰に整備されている地区では「地域ルール」による建築物への駐車場附置義務が緩和されています。

地域ルール区域内では、低減台数に応じた協力金を支払い、整備台数を減らすことや、隔地での整備が可能となるなど、開発事業者にとって、駐車場整備費用低減に係る恩恵があります。一方、区域内での協力金の授受、地域の特有の事情を踏まえた交通施策等への貢献の実施と、それらを永続的に実施するための運用組織の組成・運営等や公共貢献等を開発事業者等が担うことが多く、整備費用低減の恩恵を上回る大きな労力が発生しています。また、地域毎にいろいろなルールが異なる上、エリアを2～3つに細分化

し、それぞれに独自ルールが設定されています。

自動車の個人保有からシェアリングへの転換、パーソナルモビリティをはじめとした新たなモビリティの普及、EV車の普及に伴う充電設備の必要性、居心地が良く歩きたくなる「人中心で快適性の高い空間づくり」など、東京や日本が直面している普遍的で大きな社会変化には個々の地区だけでは対応できないと考えます。

については、都条例自体の「駐車施設附置義務の大幅な緩和」について検討をお願いします。

#### **4. 環境・エネルギー問題**

##### **(1) 水素や電気の供給ステーション整備、環境配慮車両購入補助金の拡充および再生可能エネルギーの自家生産、自家消費の利用促進**

トラック事業者は、環境配慮車両（電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV））の導入に努めていますが、事業を継続する上で、充電・燃料の補充のためのEVステーションや水素ステーションの拠点整備の増強が不可欠です。倉庫などの大規模拠点で再生エネルギーを自家発電・消費する場合は充電器の性能向上が求められています。

貯めた電気を有効活用して24時間再生可能エネルギーで賄える社会を構築することが求められますが、個社、個人の取組みには限界があります。社会全体でこれらの課題に取り組む体制、枠組みづくりをお願いします。

さらに、クール・ネット東京で進めている充電設備普及促進事業（補助金）をぜひ今後とも継続するようお願いします。

##### **(2) ガスコジェネレーションシステム（CGS）の推進・政策支援**

省エネ・脱炭素化を着実に進展させ、レジリエンスを担保する観点から、停電リスクのある太陽光発電や蓄電池に加え、CGS等の幅広い分散型エネルギーリソースを利用することにより、各地域の特性や建物の特徴に合わせたエネルギーマネジメントの推進に貢献できると考えます。今後も引き続きCGSの政策支援（補助金、取組み誘導等）をお願いします。

##### **(3) EV充電器を設置したコインパーキングへの固定資産税減免、EVステーション設置支援**

獣害等周辺への環境悪化が懸念されている都内の空き家は、再利用のめどがたたない場合はひとまずコインパーキングとして利用されることもあります。小規模住宅用地には適用される固定資産税の特例率1/6の減免が、コインパーキングには適用されないため、あまり進んでいません。

例えば、普通充電器の設置台数に応じてコインパーキングの固定資産税を減免するといった制度を設ければ、更地化が進み、コインパーキング設置のカーシェア用EV車の

増加が見込めます。E V充電器設置のコインパーキングに対しても、小規模住宅用地に適用される固定資産税の特例率 1/6 の減免措置と同様の措置を適用いただくようお願いいたします。

#### **(4) 電動シェア自転車ポート増設および民有地ポート設置者への固定資産税減額**

都心部では電動シェア自転車ポートの設置数が増えてきましたが、北東エリアではポート数がほとんどないため、都心部と相互乗り入れ（広域連携）ができません。また、現在のポートは公共用地やコンビニ等のチェーン店が多く、民有地への設置は進んでいないため、運業者が限られています。

今後、ポート設置数や運業者が増え都心部と 23 区外周部との広域連携が進み、電動車両の普及を促進できるよう、民有地ポート設置者への固定資産税の減免などの措置を検討いただくようお願いいたします。

#### **(5) コンビニ・ファストフード店・ドラッグストア駐車場への 50kW 以上の急速充電器設置促進**

E V普及が諸外国に比べて遅れている理由として、街中の充電ステーション数の不足と低出力、既存マンションへの充電器設置の遅れ等が挙げられます。

東京都においてはE V車両購入への補助金も出ていますが、既存マンションへの充電器設置は住民合意の形成や電源改修から難易度が高いのが現状です。

また、街中にこれまでに設置されている充電器は普通充電器が多く、短時間では航続距離が伸びない上、設置から年数が経ち、液晶の劣化などによる操作性の悪化が進んでいます。

一方、急速充電器は1回あたりの充電時間が30分程度に制限されているため、食事や買い物をするには時間が不足し、利用者が車両から離れられず、大型商業施設への設置とは相性が悪いことが判明しました。

そこで、駐車場を持ち、施設滞在時間が30分程度と急速充電器の充電時間に親和性が高いコンビニ・ファストフード店・ドラッグストア等への急速充電器設置をより促進することができれば、手間のかかる既存マンションへの充電器設置を回避しながら都民のE V普及率を高めることができます。

具体的には、出力50kW以下の機器への助成を半額補助の普通充電とまとめ、全額補助を出力50kW以上に高めてメリハリをつけること、コンビニ・ファストフード店・ドラッグストアへの急速充電器設置を促進することなどを要望します。

#### **(6) 電動車両（E V、P H V）の普及促進**

東京都がゼロエミッション・ビークルの普及に向けて取り組んでいる「Z E V導入促進事業」、「充電設備等導入促進事業」、「カーシェア等Z E V化促進事業」等の継続実施、

拡充を要望します。

また、電動車両のさらなる普及に向け、以下のような社会インフラの整備・増強を2023年度に引き続き要望します。

- ・公開空地、駐車場内緑地帯（緑化計画対象箇所）への充電ステーションの設置実現（規制緩和）
- ・既設建物の充電器設置に関するインセンティブ付与（東京都環境確保条例での具体的な評価等）
- ・充電設備を設置した事業者へのインセンティブ制度（CO<sub>2</sub>排出量取引、土地利用費相当の補助等）
- ・再開発ビルに設置された充電器を地域開放（駐車料金がかからない基礎充電、経路充電としての設置）した場合のインセンティブ付与
- ・充電器設置用に東京都が都心部に所有する土地等の提供

合わせて、公共交通（路線バス・タクシー）、公用車、公共事業における車両（ごみ収集車両）等の電動化を推進する施策の導入、推進をお願いします。路線バスやタクシーなどの公共交通、公用車、ごみ収集車などの公共事業における車両に先行的に導入することで、電動車両の車種の多様化、都民の電動車両の利用機会の拡大などが期待でき、東京都がすでに展開している充電設備等導入事業等の施策と相俟って、さらなるZEVの普及が期待できます。

## （7）電動車両（EV、PHV）への優遇措置

温室効果ガス等に起因する気候変動や近年増発する自然災害に加え、高齢ドライバーの増加、慢性的な渋滞発生、一時駐車場の不足など、モビリティを巡る地域課題は深刻さを増しています。

こうした課題に対して、例えば、高齢者生活を支援するための踏み間違い防止装置付き電動車両を地域シェアしながら、電動車両の蓄電機能としての役割を活かして防災にも繋げるなど、モビリティ社会の動向変化を牽引する形で解決を図っていくことがひとつの有効な手段であると考えます。

現在、局所的荒天や大規模災害時におけるBCP対策の検討が各所で進められてはいるものの、いずれも「電動化が進めば」との条件付きで実証や検討が行われている状況にあり、なかなか実装・展開にまで至っていません。

一方、海外主要都市のパリ、ロンドン、コペンハーゲン、アムステルダムなどでは都市全体のCO<sub>2</sub>排出量をゼロ（カーボンニュートラル）にすることを目標として様々な政策が進められています。カーボンニュートラルを目標にすることで、環境対応だけでなくQOL（Quality of Life＝生活の質）やLOHAS（健康で持続可能な生活様式）を付加価値と捉えている優秀な人材を世界中から集め、都市としての成長につなげる意図があるものと考えています。

カーボンニュートラル政策の根幹として市内を通行する車両のEV化が位置付けられています。ロンドンやストックホルムなどでは一般車両が都心部に入る際に Road Pricing という渋滞税が徴収されていますがEVなどは無料となっています。また、コペンハーゲンなどでは路線バスのEV化を積極的に進めるとともに、路上カーシェアなどはEVにすることを事業者に推奨しています。

そのため、東京都が率先してモビリティを巡る地域課題に取り組むことを2023年度に引き続き要望します。例えば、

- ・遊休公有地や空き家スペースを電動車両の優先駐車場とする
- ・渋滞時間帯に電動車両優遇レーンを設ける
- ・進入禁止エリアや駐車禁止エリアを期間や条件を絞って電動車両へ開放する
- ・電動車両が時間制限駐車区間を利用した際の手数料免除

等の起爆剤的な政策により、車両の電動化を強力に推し進め、地域課題解決に向けた道筋を付けていただきたいと思います。

## **(8) 再エネ、省エネおよびBCP関連の補助事業の拡充・創設**

脱炭素社会に向けた2023年カーボンハーフや激甚化する災害に対する取組みを加速するため、既存の補助事業の拡大および内容の見直しと新規補助事業の創設をご検討ください。

### ①既存補助事業の継続および助成対象設備の追加

#### 1) 地産地消型再エネ増強プロジェクト（東京都環境公社：クール・ネット東京）

- ・助成対象設備の追加および令和6年度以降の継続をお願いします。
- ・エネルギーの需要側が、供給状況に応じて賢く消費パターンを変化させるデマンド・レスポンス=DRの重要性が高まっています。蓄熱槽活用により、再エネ余剰時等に電力需要量を増加させること（上げDR）が可能となるため、再エネ発電設備と同時導入する場合、蓄電池と同等の機能を有する蓄熱槽も助成対象設備とするようお願いします。
- ・中小企業等（現状1億円/件）、その他（現状7,500万円/件）の助成上限額をともに2億円/件程度に引き上げることを希望します。

#### 2) BCP実践促進助成金（東京都中小企業振興公社）

- ・事業年度は令和5年度までのため、令和6年度以降の継続を希望します。
- ・対象が中小企業限定かつ助成上限額1,500万円/件と小規模向けのため、面的なエネルギー融通による再開発など大規模事業向けに拡充をお願いします。
- ・助成上限額は、2億円/件を希望します。（参考までに、2,000kWのDFガスタービンの設備導入費は5億円程度です）

#### 3) 企業の節電マネジメント事業（東京都環境公社：クール・ネット東京）

- ・蓄熱槽活用により電力需給ひっ迫時に電力需要量を抑制すること（下げDR）が可

能となるため、蓄電池と同等の機能を有する蓄熱槽を助成対象設備とするようお願いいたします。

- ・助成上限額は、2億円/件（補助率1/2以内）を希望します。

## ②新規補助事業の創設

- ・熱供給事業および特定送配電事業など面的なエネルギー融通において、災害に対する都市機能強化を目的とする導管敷設に関する補助をお願いいたします。
- ・省エネを目的とした連系設備（複数プラントを連系する導管、供給用配管、自営線等）を助成対象設備としてください。

具体的な助成対象：洞道、導管、自営線、蓄熱槽、蓄電池。

- ・上限額2億円/件（補助率1/2以内）の助成を希望します。

## （9）合理的なゼロエミッション化施策の展開、新技術開発、域外削減への支援強化

2050年ゼロエミッション達成には、既存のインフラ・エネルギーシステムを最大限に活用し、社会コストを最小化するトランジションの視点が必要です。

### ①省エネやオフセットの活用

事業者がコスト等を含めて合理的にゼロエミ化を推進するために多様な手段を選択できる施策の検討をお願いいたします。

脱炭素社会に向けて確実な解が存在しない現状において、事業者は省エネの深堀やオフセットなど様々な手段を活用しながら取り組んでいます。2030年カーボンハーフの実現に向け、再エネ拡大の推進やH T Tの推進を主軸としつつも、あらゆるCO<sub>2</sub>削減の取組みを評価していくことが必要です。

### ②水素を活用した e-methane や C C U S 等、将来を見据えた技術への支援

2050年までは、将来的にグリーンイノベーションによりもたらされる新たな脱炭素技術の実用化に向けた準備期間としても捉えるべきと考えます。水素を活用した排出削減に資する技術についても積極的な支援をお願いいたします。

### ③東京都の事業者による、都外における削減貢献への後押し

事業者は都内に限らず広域でCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいます。大都市・東京として、ぜひ域外への貢献についても評価・発信をお願いいたします。

## （10）エネルギーの経済性・安定供給・レジリエンスの重視

再エネを最大限活用することは重要ですが、エネルギーコストと安定供給も重要な視点です。変動性再エネを大量に導入すると、電力需給が不安定になるためバックアップ電源が必要になり、結果的にエネルギーの統合コストが上昇します。

地震や豪雨、台風などの自然災害に備えてレジリエンスを強化するために、エネルギーの地産地消を実現し、再エネも組み合わせた「スマートエネルギーネットワーク」等の省エネ・省CO<sub>2</sub>と、エネルギーの経済性・安定供給・レジリエンスとを並立させる

持続可能な街づくりをお願いします。

### **(11) 高齢者の自立支援、バリアフリー化工事への補助**

2021年3月に閣議決定された新たな住生活基本計画（全国計画）において、ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進が目標に掲げられました。

東京23区に限っていえば、2018年は1,402件の入浴中の死亡例があり、このうち約5割が12月から2月にかけて発生していることから、冬場の浴室は溺死を含む死亡事故のリスクが高いことが想定されます。

そのような状況の下、セーフティネット住宅（東京さきエール住宅）の設備改善を行う貸主への補助が2022年度より開始されておりますが、バリアフリー改修工事と併せヒートショック対策設備も補助対象となっております。

一方、持家においては、住宅のバリアフリー化について介護保険制度による住宅改修、或いは介護保険が適用されない住宅改修においては区市町村が実施する住宅改善事業（バリアフリー化等）において促進されているところではあるものの、ヒートショック対策設備については高齢社会対策区市町村包括補助事業の補助対象になっていません。

今般、気候危機とエネルギー危機への対応から既存住宅における省エネ改修促進事業において窓、ドア、壁、床等については断熱改修について補助が手当てされていることから、この制度も活用しつつ、浴室等暖房について設置に係る費用を高齢社会対策区市町村包括補助事業の補助対象に加えることで、高齢者が健康で安心して暮らせる住まいの確保ならびに冬季における医療の負荷低減に寄与できると考えます。

### **(12) トップレベル事業所認定取得によるインセンティブの拡充**

トップレベル事業所の認定を取得すると、キャップ&アンドトレード制度における削減義務率が緩和されますが、排出量取引において超過削減量の需要が少ない現状では義務率緩和のメリットが活かせません。「東京都ウェブサイトへの掲載」「東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介」などは、CASBEEやBELSなどの他の環境認証に比べ知名度は高くなく、トップレベル取得の恩恵があまり感じられない状況です。

検証費用補助の実施や、超過削減量を東京都が買い取るなど認証取得へのインセンティブの拡充をお願いします。

### **(13) ZEB化等の環境施策を実施した事業用建築物計画に対する補助金・インセンティブ等の拡充**

環境負荷低減の社会的要請の中、2021年10月に閣議決定されたエネルギー計画等において、2030年以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能

の確保が求められていますが、初期投資額の増大が課題となり事業性の確保が困難となるケースがあります。環境施策導入に対する補助金や ZEB Ready 達成時の環境価値証書調達価格の優遇等の推進をお願いします。

また、再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画手法を用いる際、環境施策の実施が域外貢献とみなされ容積率緩和につながるような制度設計とするようお願いいたします。

#### **(14) EV普及に向けた充電設備普及促進事業における補助金の拡大**

EV普及に向けて、以下の補助金の拡大を要望します。

- ① 太陽光や回生電力等のクリーンエネルギーを貯蔵する急速充電設備もクリーン電源に対する補助対象とし、補助金額の拡大をお願いします。
- ② 超急速充電設備（90kW以上）の工事費補助は上限1,600万円、急速充電設備（10kW～90kW未満）の工事費補助は上限309万円となっています。50kW以上は電気事業法の自家用電気工作物となり、主任技術者やキュービクルの設置と費用負担が増えるため、急速充電設備（50kW以上）の補助金額の上限を引き上げるようお願いいたします。
- ③ EVタクシー、EVバス、EVトラックの運送先での停止時間（荷下ろしの時間、客待ちの時間）を充電に活用するには、出先の充電インフラ整備も必要です。一般向け充電インフラ補助だけではなく、運送業の充電インフラにも補助金を拡大するようお願いいたします。
- ④ EVの利用促進のためには、駅周辺などドライバーにとって利用しやすい場所に充電設備を設置することが重要です。そうした場所は地価が高いため、補助金額の引き上げをお願いします。

## **5. 防災・減災対策**

### **(1) 「一斉帰宅抑制の推進」における酷暑時期への熱中症対策の周知と支援**

想定される首都直下型地震が現実味を帯びる中、企業は自らのリスク対策として、発災時および「3日間待機」に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の備蓄に努めています。ランタンや体拭き濡れタオル、生理用品などの備蓄も進んでいますが、酷暑時の「3日間待機」への対策はほとんどとられていません。窓を開閉できない（排煙窓を除く）建物において停電によりエアコンが使えない場合であっても、瞬間冷却材を備蓄することで酷暑リスクをいくばくか低くできると考えます。

東日本大震災での帰宅困難者数は首都圏で515万人、首都直下地震では東京都だけで450万人と想定されています。企業が帰宅困難者を受け入れるには備品の調達、備蓄を含めた環境整備が必要です。酷暑時の瞬間冷却材等を含め行政による格安な供給や費用の助成などの検討をお願いします。

## **(2) 大規模風水害に備えた都市基盤整備**

近年の気候は大きく変動しており、日本国内でも大雨の発生、河川の氾濫による建物の浸水被害等、これまでの常識を超えた災害が多発しています。

『未来の東京』戦略 version up 2023」の「東京都豪雨対策基本方針中間とりまとめ」にも記載されているように、激甚化する風水害への取組みをさらに加速し、強靱な都市「東京」を構築していただきたいと思います。具体的には、下水道施設整備の拡大・河川施設の豪雨対策・海岸保全施設の機能強化（排水機場の機能強化）等の確実な推進をお願いします。

## **(3) 東京都における富士山噴火降灰対応の早期立案**

富士山噴火の場合、首都圏にも2 cm～10 cmの降灰が堆積すると予想され、広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあります。健康被害、帰宅困難者発生の可能性（一斉帰宅抑制発令の有無）、公共交通機関の運行停止基準、ライフラインへの影響、火山灰の除去・処分の方法などについて、より詳細な情報をご提供ください。また、平時・噴火～降灰前・降灰時・復旧時の事業者向け対応ガイドライン等をお示しください。

あわせて、防塵用の備蓄品（防塵マスク・ゴーグル等）購入の助成もお願いします。鉄道インフラは0.2 mmの降灰が堆積すると停止してしまうとされているので、富士山噴火時に東京都は帰宅指示等の考え方を示してください。

## **(4) 外国人旅行者の安心安全の取組み推進**

近年、外国人旅行者が大幅に増加しているため、災害発生に備えて令和4年6月に改訂された「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」を受け入れ側に周知徹底をするようお願いします。同時に、外国人旅行者が自ら発災時に適切な行動をとることができるように、入国の際に発災時に備えたツール（マニュアルやアプリ）を携帯するなどの体制を構築・整備し、推進するようお願いします。

## **(5) 老朽化インフラの更新と民間との連携強化**

インフラの老朽化・維持管理の困難さから鉄道の運行見合わせ等都市生活に影響を及ぼす事象が少なからず発生しています。都が管理している道路や道路橋・上下水道など保有インフラの老朽化対策を推進・強化するとともに、見える化・共有化を図ることで民間の老朽化設備の更新を協働、支援し、より総合的なインフラ強靱化を目指していくことを提案します。

また担い手不足が顕著なインフラ工事の従事者への補助金など、レジリエンス強化につながる包括的な支援への検討もお願いします。

## **(6) 都市強靱化に向けたエネルギー源の多重化**

2023 年末に策定された「TOKYO強靱化プロジェクト」に、「自立分散型電源確保の促進」の手段として「都市開発諸制度等を用いた非常用発電機等設置促進」と具体的な記載があります。「持続性」を確保するには、非常用発電機以外に太陽光パネル、蓄電池、およびコジェネレーションシステム等が必要です。強靱化プロジェクトの「非常用発電設備等」という文言を修正し「非常用発電設備や太陽光パネル、蓄電池、コジェネレーションシステム」と明記するようお願いします。

レジリエンス向上、カーボンニュートラルの実現、都市の強靱化のために、コジェネレーションシステムや燃料電池等を含めたガスシステムを活用し電源の多重化を平時・災害時(非常時)ともに推進するようお願いします。

## 6. 教育問題

### (1) 保育施設の利便性向上による、仕事と子育ての両立支援

保育園の待機児童問題は大幅に改善しましたが、土・日曜日、祝日、年末年始などの休園、病児保育施設の不足により、サービス業を中心に業務や職場に支障を来す例も見られます。休日の保育・預かりの実施など、一般の保育所では対応していない部分を補完する東京都独自の保育施設(いわば「二次的保育施設」)を直営もしくは委託で設置するなどの支援を希望します。

### (2) 子育てモデル市／町制度の導入

若い夫婦が住みたいと感じる町をつくり、学校・買い物・医療制度を整え、自然とのふれあいが多い環境をつくり家賃負担を極力抑えられるような取組みをお願いします。人間性を高めながら創造性を育む独特な義務教育のプログラムを企業の参加も求めて実践する子育てモデル市/町制度をつくるようお願いします。

### (3) 小・中・高等学校教育における省エネプログラムの授業カリキュラムへの導入

環境省委託の省エネ教育プログラム授業を受けた全国の小・中・高等学校等約1万名の児童の家庭で約5%のCO<sub>2</sub>削減効果が報告されており、すでに合計6時間のカリキュラムとテキスト等の教育ツールが完成しています。CO<sub>2</sub>削減に直接つながるこの6時間の省エネ教育を小・中・高等学校等のカリキュラムとして導入するようお願いします。

## 7. 建築・都市政策

### (1) 高架下開発許可基準面積の緩和

都の生産緑地の審査基準の改定で、開発許可を必要とする面積が1,000 m<sup>2</sup>以上から500 m<sup>2</sup>以上に変更され、高架下の小規模な建築計画も開発許可が必要となることが多くなりました。また、まちづくり条例や開発指導要綱の適用も受けることとなり、都およ

び市との協議、必要提出書類作成費、住民説明会の実施等多大な時間と労力がかかります。

地域の活性化や良好な景観づくりに寄与する高架下活用を促進するために、従来のように1,000㎡とするなど都の審査基準の一部緩和を検討するとともに、都から国へ面積基準の緩和を要望するようお願いします。

## **(2) 水素実装に向けた高圧ガス保安法・建築基準法規制緩和やインフラ整備への支援**

水素社会の実現には、先行する都市型水素スタンド同様、高圧水素設備の保安距離規制の見直しや用途地域別の最大貯蔵量の制限の見直しが必要です。安全上の規制は担保しつつも、一般高圧ガス保安規則第6条における保安距離及び建築基準法第48条（施行令第116条）における用途地域別の最大貯蔵量の制限の見直しについて、国に対する要望支援をお願いします。

また、都市部において水素利活用を進めるためには、高額な初期投資を必要とする水素導管や水素貯蔵設備等の水素供給インフラの整備が必要となるので、補助金等の支援をお願いします。

## **(3) ロボットとエレベータの連携ガイドラインの策定**

ビル内を走行するロボットがエレベータと連携する際のルール整備をお願いします。

これからはロボットが単独で業務を行うことができる環境が求められます。特に、自動でエレベータに乗り、単独でフロア間を移動するようなロボットが単独で業務を行うためには、セキュリティゲートやエレベータ等のビル設備と自動走行ロボットとの連携が不可欠です。非常用エレベータを含むロボットの単独エレベータ利用は、一般利用者への安全性の確保など、検討すべき事項が多く、ビル事業者や各地域の消防と協議し、都度解決しています。また、システム要件の基準も統一されていないので、東京消防庁と市区町村代表との協議を行う会議体で、一般のエレベータ利用における安全確保に必要な要件や方針について整理するなど、ルール整備をお願いします。

## **(4) デジタル化推進に向けた光ケーブル敷設(無電柱化エリアにおける共同溝の活用)**

今後のさらなるデジタル化推進や都市の発展のためには、光ケーブルによるネットワーク拡大が重要です。未使用の光ファイバー心線の活用に各事業者は取り組んでいます。データセンターまでの街中ルートの確保が課題のひとつです。特に都内では光ケーブルの入線・接続に無電柱化エリアの共同溝(管路)を使用しなければなりません。大手以外の通信事業者の使用が難しい現状です。

光ケーブルのネットワークを拡大し、都市を発展させるためにも共同溝(管路)の許諾基準、申請方法、使用料金等の整備をお願いします。

## **(5) 避難所の居住性向上と無電柱化推進**

体育館等は基本的に運動目的、公民館等は集会目的とした建造物のため、緊急時に生活スペースとして活用するには相当手を加える必要があります。また、段ボールと毛布で必要最小限の居住空間を確保するような現状は、欧米では「ハラスメント」「人権侵害」レベルとも言われます。

国、都、区などの役割分担があるかと思いますが、世界的な大都市東京に相応しいレベルのQOL（生活の質）を確保できる施設・設備の提供に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

避難所の居住空間を可能な限り快適なものとし、尊厳を守ることで今後起こりうる災害対策にも前向きに取り組んでいけると考えます。

また、災害時の被害軽減のためにもぜひ無電柱化の推進をお願いします。住民の理解を進めるために随時、無電柱化の必要性を説明し、機運を醸成する取り組みをお願いします。

## **8. 観光**

### **(1) ナイトタイムエコノミーに資する取り組みへの支援**

都市間競争に打ち勝つためには東京のエンタメ力を高めることが必須と考えます。民間企業のナイトタイムエコノミーに資する取り組みへのさらなる支援の充実をお願いします。

具体的には、映画やライブを見た後に食事に行くようインセンティブを高めるための「映画・ライブ鑑賞券×食事のクーポン」への補助や、レイトショーを見た後に帰りやすいように、曜日限定でも電車やバスの終電を遅くするといった働きかけをお願いします。

### **(2) 東京都をハブ拠点とした全国の政令市・中核都市とのデジタルツイン（三次元都市モデル）プラットフォームの整備**

東京都が海外向け国内情報配信サイトや疑似体験ツアーを民間企業と共同運営することにより、観光だけでなく国内体験型サブスク・国内地場産業とのマッチング等が可能になります。東京都が総合コンシェルジュの役目を担い、海外向けに日本の歴史遺産、芸術鑑賞、ショッピングを楽しむ都市型観光と、自然や温泉、農家の暮らしを楽しむ地方型観光の魅力を強力に配信することを希望します。

以上